

国都公景第 217 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、「都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。」こととされております。

この「対応方針」に関する都市公園法の運用上の考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 児童福祉法第 40 条に規定する児童館については、当該児童館が都市公園の効用を全うすると認められる場合には、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設に該当すると解して差し支えない。なお、現に都市公園法施行令第 5 条第 5 項第 1 号の「体験学習施設」や同条第 8 項の「集会所」として児童館が設置されている事例が存在するところであり、設置しようとする児童館が公園施設の種類いずれに該当するかについては、当該児童館の性格に応じて、公園管理者が判断されたい。
2. 地縁団体の会館施設については、当該施設が都市公園の効用を全うすると認められる場合には、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設に該当すると解して差し支えない。なお、現に都市公園法施行令第 5 条第 8 項の「集会所」として、地縁団体が都市公園法第 5 条第 1 項の許可を受けて会館施設を設置している事例が存在するところである。
ただし、都市公園は一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、特定の団体が排他独占的に占有する施設については、都市公園の効用を全うするものではないと認められ、公園施設としての設置は困難であると考えられる。そのため、設置しようとする地縁団体の会館施設が「集会所」に該当するか否かについては、当該施設の機能や利用形態、当該都市公園の設置目的や性格を踏まえ、公園管理者が判断されたい。